

平成27年度第1回向日市いじめ防止対策推進委員会 要旨

日 時	平成27年7月28日(火) 午後2時30分～3時
場 所	乙訓保健所 講堂
出席委員	本間委員長、平 副委員長、尼子委員、伊坂委員、福井委員
欠席委員	なし
事務局	学校教育課長、学校教育課担当課長
傍聴者	なし
議 題	<p>(1) あいさつ</p> <p>(2) 平成26年度いじめ調査の概要について事務局より報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの認知件数については、前年度と比較して、中学校では減少したが、小学校で増加したため全体として増加。 ・いじめの態様としては、「冷やかしやからかい」「仲間はずれ」「軽くぶつかられたり、遊ぶ振りをして叩かれる」が多く、そのほとんどは早期に解消しており、重大な事態に至るおそれがあるケースはない。 ・各学校では「向日市いじめ防止基本方針」及び各校が定める「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止対策の校内委員会を定期的で開催し、校内で情報を共有するとともにそれぞれのケースについて注意深く見守りを継続。 <p>(3) 意見交換</p> <p>委員 : いじめの解消の判断をどの様にしているのか。</p> <p>事務局 : 基本的には、本人との面談や客観的な情報を総合して、学校として組織的に判断しているが、統一的な判断基準とはなっていない面もある。解消と判断した事例でも継続的な見守りは行っている。</p> <p>委員 : 根本的な解決を図るために、ケースによっては医療との連携も必要ではないか。</p> <p>委員 : いじめられていると訴えている子どもには、スクールカウンセラーとの連携も必要である。</p> <p>委員 : 小学校の中学年までに件数が多い。1, 2年生を過ぎても落ち着かない児童という発達の問題はいじめと大きな関わりがある。</p> <p>委員 : 件数の多さが問題ではなく、いじめ防止対策推進法の定めるいじめの定義に沿って幅広く把握することが大切である。他県でも問題になっているが、校内での対策組織が形だけでなく、実効性のあるものとなっていることが大切である。</p> <p>委員 : 子どもの情報が気軽に交流しあえるような学校づくりをお願いしたい。</p>

